

横浜市水道料金等在り方審議会条例をここに公布する。

平成30年3月5日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第4号

横浜市水道料金等在り方審議会条例

(設置)

第1条 横浜市における水道事業の経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の附属機関として、横浜市水道料金等在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 水道料金体系の在り方の検討に関すること。
- (2) 水道料金水準の在り方の検討に関すること。
- (3) 水道利用加入金の在り方の検討に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、管理者が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条各号に掲げる事項に係る答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。